

松山市公設水産地方卸売市場事故処理要綱

松山市要綱第42号

平成23年3月31日

改正 令和2年6月19日要綱第73号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市公設水産地方卸売市場における適正価格の形成と取引の公正化を図るため、市場取引における事故処理の取扱について、松山市公設水産地方卸売市場業務条例（平成23年条例第17号）第60条及び松山市公設水産地方卸売市場業務条例施行規則（平成23年規則第28号。第8条において「規則」という。）第67条の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事故処理」とは、卸売業者が卸売をした物品について、量目不足、損傷、品質不良等の事由により、卸売業者が訂正伝票を市長に提出した後、卸売代金の変更を行うことをいう。

(事故発生防止の責務)

第3条 卸売業者又は卸売業者から検収を行うよう委託を受けた者は、取扱物品の受領に当たっては、送り状と現品を照合し、検収の確実化に努めなければならない。

(事故処理の対象)

第4条 事故処理の対象となる事項は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市場取引の経験上予見し難い隠れた欠陥
- (2) 種類、等級、規格、品質等の内容と表示との著しい相違
- (3) 現品と見本として抽出、展示された物品との著しい相違
- (4) 表示された数量及び量目の不足
- (5) 腐敗又は損傷

(事故処理の適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、事故処理の対象としない。

- (1) 卸売業者が販売前に損傷等のあることを表示し、その旨を呼上げた場合

(2) 買受人が販売開始前に通常の下見を怠った場合

(3) 見本取引を行った物品（卸売場で通常開函することがない物品を除く。）を卸売場から搬出した後、事故を発見した場合

(4) 卸売した物品を買受人に引渡した後、腐敗、損傷等が生じた場合
(事故処理の方法)

第6条 買受人は、販売後に第4条各号に掲げる事項のいずれかに該当する疑いのある物品を発見したときは、直ちに、卸売業者にその旨を申し出るものとする。この場合において、引渡し場所が遠隔地にあるときは、写真等により異状を確認できるようにして申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた卸売業者は、事故物品検査請求書（様式）を市長に提出して検査員の検査を受けなければならない。

3 前項の規定による請求の受付時間は、販売当日の午前12時までとする。ただし、この時間までに異状の発見が困難と認められるものについては、この限りでない。

4 市長は、第2項の規定による請求があったときは、卸売業者及び買受人の立会いの上、検査を行うものとする。

5 卸売業者は、前項の検査を受けて事故処理の対象として認められた場合で、販売原票の訂正の必要があるときは、訂正伝票に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

6 第4項の検査は、卸売場において行うものとする。ただし、引渡し場所が遠隔地にある等の理由により検査の対象となる物品を市場に搬入して行うことが困難な場合その他特別の事情がある場合は、写真の確認等の方法により当該物品の検査を行うことができるものとする。

(事故の通知)

第7条 卸売業者は、委託された物品に事故処理の対象となるものがあったときは、その旨を、当該物品を委託した者に対し、売買仕切書への付記又は電話その他の方法により通知しなければならない。

(証明書の交付請求)

第8条 市長が第6条第4項の検査の結果、事故処理の対象となることを確認したときは、卸売業者は、規則第67条第2項に規定する証明書の交付を市長に請求することができる。

る。

- 2 卸売業者は、前項の証明書の交付を受けたときは、売買仕切書に添付して出荷者に送付又は手渡ししなければならない。

（事務処理上の事故処理）

第9条 誤記、誤算等の事務処理上の誤りにより卸売代金の変更を要する場合は、訂正伝票に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による訂正伝票の提出は、卸売の日から起算して4日以内に行うものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

様式（第 6 条関係）

事 故 物 品 検 査 請 求 書

年 月 日

（宛先）松山市長

出 荷 者.....

せり人又は販売担当者.....

原 票 番 号.....

荷 受 者.....

名 称

代表者名.....印.....

松山市公設水産地方卸売市場事故処理要綱第 6 条第 2 項の規定により，次のとおり検査の請求をします。

異 状 を 届 け 出 た 買 受 人 の 住 所 氏 名	品 目	等 級	数 量	単 価	異 状 の 起 因